

区分所有法に関する訂正内容

1. テキスト (p298)

(2) 招集通知の送付期限

原則：少なくとも**1週間前**に、①会議の目的たる事項、及び②議案の要領を示して、各区分所有者に発しななければならない。

^{check!} 1週間との期間は、規約で**長くも短くもできる**。

「長くすることはできるが、短くはできない」に訂正

2. マスターシート (p31)

③ 招集手続

招集権者	管理者が招集する（管理者は、少なくとも毎年1回、集会を招集しなければならない）	
	区分所有者の 1/5以上 で、議決権の 1/5以上 を有する者は、管理者に対して集会の 招集を請求 でき、一定期間内に招集通知が発せられない場合は、 自ら招集 できる。また、 管理者がいない場合 も、 自ら招集 できる。 <input type="checkbox"/> 定数1/5は規約で 減らせる	
招集通知の送付期限	原則	少なくとも 1週間前 <input type="checkbox"/> 本期間は、規約で 長くも短くもできる
	例外	建替え決議等 の場合は、 2か月前 <input type="checkbox"/> 本期間は規約で長くできるが 短くできない

「長くできるが短くできない」に訂正

3. 一問一答 (p163、問407)

407	21	管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。また、招集通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示し、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で 伸縮 することができる。	記述のとおり。
-----	----	--	---------

「伸長」に訂正

4. Q&A 暗記シート (p15)

- 44 集会の招集通知の送付期限について、
- ①原則として集会日より少なくとも**何週間前**に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者に送付しなければならないか。
 - ②また例外的に、建替え決議等を目的とするときは、**何か月前**に通知の発送が必要か。

- ①1週間前
(規約で**長くも短くもできる**)
- ②2か月前
(規約で長くすることはできるが、短くはできない)

5. 過去問模試3回セット

⇒ 修正なし

「長くすることはできるが、短くはできない」に訂正